

# 平成25年度「エコキャンパス推進事業」に係る計画調書について

## I 提出書類・提出方法

### 1 提出書類

- ① 平成25年度エコキャンパス推進事業計画調書（様式1～2-4）
- ② 採択理由書（様式3）
- ③ 工事予定建物の配置図、平面図（様式自由）
- ④ 工事費及び実施設計費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ⑤ その他参考となるもの
- ⑥ 平成25年度エコキャンパス推進事業事務担当者名簿
- ⑦ 提出書類チェック表（様式2-5）

### 2 提出方法

電子媒体及び紙媒体（1部）による提出とする。様式以外の書類については、適宜、PDFなど電子ファイル化すること。なお、提出後の差し替え、再提出は認められないので注意すること。

また、電子媒体による提出が困難である場合は、相談すること。

- ① 保存形式：MS-EXCEL、MS-WORD、一太郎、PDF またはリッチテキスト形式

**なお、様式1～様式2-4までは、所定の様式を使用すること。**

**（様式はPDF化せず、Excelファイル形式で保存すること。）**

- ② 提出方法：

(ア) 電子媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに必要な様式・添付ファイルを1つのフォルダにまとめ、保存すること。

(イ) 保存する電子媒体は、CD-R・CD-RW、その他外部記憶媒体とする。

(ウ) フォルダ名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】エコ計画調書（例）【000001 文部科学学園】エコ計画調書

(エ) 紙媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに、様式、添付資料をまとめて両面印刷、左肩ホチキス止めとする。

- ③ 注意事項：

(ア) 必ず法人事務局担当課から提出すること。

(イ) 計画調書のほかに「計画調書提出確認表」を別途、電子メールにて送付すること。

(ウ) メール件名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】計画調書提出確認表（例）【000001 文部科学学園】計画調書提出確認表

### 3 補助対象

環境に配慮した学校施設の改修や新エネルギーの活用などエコキャンパスの推進のために行われる、私立大学等における施設の改造工事に必要な経費（別表参照）であって、次の要件を備えているものとする。

- ① 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」、「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS導入支援事業）」等の交付決定を受けていないこと。

- ② 補助対象事業経費が大学にあつては1,000万円以上、短期大学及び高等専門学校にあつては500万円以上であること。

なお、部門間の共用及び未完成学部・学科による按分、補助対象外経費の除外等によって、1事業あたりの補助対象事業経費が上記下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

- ③ 実施設計費は、補助対象工事に係る設計費とする。

- ④ 再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項による認定の申請は行わないこと。

なお、これまでに本事業で補助されたものを含め、同法に基づく認定を申請する、若しくは申請している場合は、当該補助金の補助目的と合致しないことから、事前に財産処分の申請を行い文部科学大臣の承認を得ること。

4 補助対象外経費

- ①新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る設置経費
- ②主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局棟、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費
- ③増築、増床工事に係る経費。ただし、法令を遵守するため必要となる合理的かつ最小限の増築、増床はこの限りでない。
- ④他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む）。
- ⑤当該事業に直接関係のない経費、現状復帰を上回る内装、設備等改造工事費

5 補助率

設備の導入及び改造工事（実施設計費を含む）に要する経費の合計の1/2以内

（別表） ※ 本事業に真に必要な経費に限る。

工事の種類		対象となる工事例	対象外となるものの例	
実施設計費		補助対象工事に係る設計費とし、前年度に契約したものであっても、当該年度に支払うものは対象とする。		
新エネルギーの活用	太陽光発電等導入工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光発電システムの導入に要する工事</li> <li>○太陽光発電システムの設置に伴い必要となる受電、変電設備、電気配線、建物の改造工事</li> <li>○太陽熱利用その他システム（風力発電、地中熱利用、燃料電池、バイオマス発電等）の導入に要する工事</li> <li>○太陽熱利用システム導入に伴い必要となる暖房設備、給湯（水栓、シャワー工事等）</li> <li>○太陽熱利用その他のシステム設置に伴い必要となる工事</li> <li>○新エネルギーの活用※に併せて実施する次の設備工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 過去に整備したもの、本事業とは別に整備したものの活用は除く</li> <li>・高効率型変圧器への更新工事</li> <li>・高効率型照明器具への更新（外灯は除く）、人感センサーの設置工事</li> <li>・エネルギー消費効率の高い空調設備への更新工事</li> <li>・エネルギー消費効率の高い熱源（ボイラー、冷凍機等）への更新工事</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築建物への設置</li> <li>・点検などの維持管理経費や修繕経費</li> <li>・備品とみなされるもの</li> <li>・太陽熱利用システムにおける負荷側で洗面器、キッチン、浴槽、プール等の分離可能な設備</li> <li>・既存のシステム等の更新・撤去費用</li> <li>・計測器、発電量表示板等</li> </ul>	
	建築物の改造	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ルーバー、ひさしの設置及び改造工事</li> <li>○自然採光を活用した反射鏡等の設置及び改造工事</li> <li>○高断熱ガラス、二重サッシ改造工事</li> <li>○断熱材（高反射率塗装を含む）を使用した断熱強化工事及び必要となる内装、設備等改造工事（室内の場合は同一空間を対象）</li> <li>○地域材、間伐材等の木材を使用した床、壁、天井等の内装等の改造工事及びこれに伴い必要となる塗装等の仕上げ工事（同一空間は対象）</li> <li>○上記に伴い必要となる工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築建物への設置</li> <li>・点検などの維持管理経費や修繕経費</li> <li>・備品とみなされるもの</li> </ul>
	建築物の改造	建物緑化工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上、壁面、バルコニー等の緑化工事（樹木、芝生、種子、土壌、花壇、散水・排水設備等）</li> <li>○上記に伴い必要となる撤去、防水等の工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築建物への緑化</li> <li>・グラウンドの緑化、キャンパス内の植樹</li> <li>・点検などの維持管理経費や修繕経費</li> <li>・備品とみなされるもの</li> </ul>
建築物の改造	設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレや水栓の節水型器具（自動水栓、自動洗浄等）の導入工事及び必要となる分離不可能な節水器具と一体になっている洗面器、便器等の衛生器具の更新工事</li> <li>○中水道設備導入工事（雨水利用、中水利用等）</li> <li>○上記設備工事に伴い必要となる建物の工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築建物への設置</li> <li>・点検などの維持管理経費や修繕経費</li> <li>・洗面器、便器等の衛生器具</li> <li>・備品とみなされるもの</li> </ul>	

※ その他、本表に掲げるもの以外で、エコキャンパス推進の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入及び改造工事を実施する場合は、ご相談ください。

## II 計画調書作成要領

### 1 申請の単位

申請は、学校法人が設置する各大学・短期大学・高等専門学校ごとにかつ事業ごとに行うものとする。工事を大学・短期大学・高等専門学校で共通して行う場合は、経費を合理的な按分方法で算出した上で、大学・短期大学・高等専門学校ごとに申請すること。その場合の補助対象事業経費の下限は、大学・短期大学・高等専門学校ごとに按分した結果を対象とする。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法についての計算過程を添付すること（様式任意）。

### 2 平成25年度エコキャンパス推進事業計画調書

#### 【様式1】

- ①「法人番号」欄には、ホームページに掲載されている「平成25年度学校法人番号一覧」により記入すること。なお、法人番号は私立大学等経常費補助金の申請に使用するものと同一の番号とする。昇格等による番号の変更により、一覧と一致しない場合は、私立大学等経常費補助金で使用する番号を記入し、一覧の番号を括弧表示で示すこととする。（例）131999（132099）
- ②「事業名」は、内定（不採択）通知送付の際に使用するもので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「〇〇事業（大学）」、「〇〇事業（短大）」等の表記で区分できるようにすること。  
なお、大学・短期大学・高等専門学校で共用する場合は、それぞれ別々に作成すること。また、按分方法を添付すること（様式任意）。
- ③「補助対象事業経費」欄には、様式2-1の「補助対象事業経費」欄の金額を記入すること。
- ④「補助希望額」欄には、様式2-1の「補助希望額」欄の金額を記入すること。
- ⑤当該事業を複数の大学、短期大学、高等専門学校で共用する場合は、経費を合理的な按分方法でそれぞれ算出した上で、大学、短期大学、高等専門学校ごとに申請するとともに、備考欄にその旨を記入すること。

#### 【様式2-1】

- ①「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- ②「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。施設が複数にわたる場合は、別紙（様式任意）に記載する等により表記すること。
- ③「採択希望順位」欄は、エコキャンパス推進事業及びそれ以外の事業（教育・研究装置、ICT活用推進事業、教育基盤設備、研究設備）を含め、貴法人より申請した事業全てを考慮した学校法人内の採択希望順位を記入すること。（1法人で、教育装置1件、ICT活用推進事業1件、エコキャンパス推進事業1件、研究設備2件を申請している場合、全5事業の中で1位から5位までの採択希望順位をつけること。）
- ④「事前着手承認番号」欄は、当該工事について、事前着手の承認を受けている場合はその「事前着手承認番号」を記入すること。（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと。）
- ⑤「事業の種類」欄には、該当するものにチェックもしくは記入すること。
- ⑥「①総事業経費」欄には、「②総工事費」及び「④実施設計費」の合計額が示される。
- ⑦「②」及び「④」欄には、それぞれ見積金額（複数ある場合はその合計）を記入すること。
- ⑧「⑥補助対象事業経費」欄には、「③」と「⑤」の合計額が示される。
- ⑨「⑦補助希望額」欄には、「⑥」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を円単位で記入すること。
- ⑩「⑧学校全体の二酸化炭素排出量」欄には、エネルギーの種類ごとに年間使用量に下記二酸化炭素排出係数をそれぞれ乗じて、二酸化炭素排出量を算出し、合算の上、記入すること。

（エネルギーの種類）

・電気（電力量）	：年間使用量（kWh）×	二酸化炭素排出係数	0.55（kg-CO <sub>2</sub> /kWh）
・灯油	：年間使用量（l）×	二酸化炭素排出係数	2.49（kg-CO <sub>2</sub> /l）
・A重油	：年間使用量（l）×	二酸化炭素排出係数	2.71（kg-CO <sub>2</sub> /l）
・LPG	：年間使用量（m <sup>3</sup> ）×	二酸化炭素排出係数	3.00（kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ）
・都市ガス	：年間使用量（m <sup>3</sup> ）×	二酸化炭素排出係数	2.23（kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ）
・地域熱供給	：年間使用量（GJ）×	二酸化炭素排出係数	0.057（kg-CO <sub>2</sub> /GJ）

※ 二酸化炭素排出係数は、「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」による。

（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>）

注) 電気については、電気事業者ごとの係数ではなく、代替値を使用している(電気事業者別排出係数の一覧)。

上記に挙げた以外の燃料を使用している場合は、「排出係数(電気事業者別排出係数を除く)の一覧(参考1)燃料の使用に関する排出係数」表中の該当する燃料の係数を使用して算出すること。

- ⑪「⑨事業後の学校全体の二酸化炭素排出量」欄には、本事業完了後の1年間の二酸化炭素排出量を、⑩の算出方法を参考に試算して記入すること。ただし、節水事業であって、本事業による二酸化炭素排出量削減効果を算出できない場合は、「⑧」と同じ数値を記入すること。
- ⑫「⑩学校全体の排出二酸化炭素削減量」欄には、「⑧」と「⑨」の差が示される。
- ⑬「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設が現在どのように利用されているかについて、具体的かつ簡潔に記入すること。

#### 【様式2-2】

様式2-2には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、見積金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入することとする。様式の欄が不足する場合は、適宜別紙(様式任意)に記入すること。

#### 【様式2-3】

##### ・新エネルギーの活用

- ①「導入する新エネルギーシステムの種類」欄には、申請するシステムを選択すること。(複数選択可)
- ②「学校全体の年間電気使用量」欄には、大学における1年間の電気使用量を記入すること。
- ③「設置場所」欄には、①で選択したシステムの設置場所を記入すること。(複数ある場合は列挙)
- ④「新エネルギー発電容量」及び「新エネルギー年間発電量」欄については、①において複数選択した場合には合算の上、記入すること。
- ⑤「バイオマス発電の燃料」欄には、導入するバイオマス発電システムで使用する燃料を記入すること。
- ⑥「その他のシステムの概要等」欄には、①において「その他の新エネルギーを利用した発電」を選択した場合、そのシステムの概要を具体的に記入すること。

##### ・建築工事

- ⑦「建築工事の種類」欄は、申請する工事を選択すること。(複数選択可)
- ⑧「工事施設」欄には、⑦で選択した工事の施工施設を記入すること。(複数ある場合は列挙)
- ⑨「設置効果等」欄には、⑦で選択した工事を施工することによる環境負荷低減効果について、具体的に記載すること。

##### ・建物緑化工事

- ⑩「工事施設」欄には、工事の施工施設を記入すること。(複数ある場合は列挙)
- ⑪「緑化面積」欄には、申請する建物緑化工事において施工する面積を記入すること。
- ⑫「概要及び効果」欄には、申請する建物緑化工事の概要(屋上緑化、壁面緑化、バルコニー緑化等)とその効果について具体的に記載すること。

##### ・設備工事

- ⑬「設備工事の種類」欄は、申請する工事を選択すること。(複数選択可)
- ⑭「設置施設」欄は、⑬で選択した設備工事を行う施設を記入すること。(複数ある場合は列挙)
- ⑮「利用目的」欄は、⑬で選択した設備工事の利用目的(自動水栓、自動洗浄等)について具体的に記載すること。
- ⑯「設置効果等」欄は、⑬で選択した設備工事の効果等について具体的に記載すること。
- ⑰「年間使用水量」欄には、大学における1年間の使用水量を記入すること。
- ⑱「設備工事後の年間使用水量」欄には、⑬で選択した設備工事完了後の大学における1年間の使用水量を記入すること。

#### 【様式2-4】

- ①「低炭素化社会実現に向けての取組内容」欄は、大学での取組内容について、申請内容との関連性を明確にした上で、具体的に記載すること。
- ②「年次計画」欄は、①の取組が複数年度にわたる年次計画に基づいて実行されている場合に、年次計画の内容について具体的に記載すること。

### 3 採択理由書【様式3】

- ①採択理由書は事業ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者が分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- ②「採択業者区分」欄には、①の「施工業者」、「設計業者」のいずれかを記入すること。
- ③施工業者が複数にわたる場合などにより、「採択業者」欄に記入できない場合は、適宜様式を変更追加

し、記入すること。また、採択業者が複数にわたる場合は、その合計も記入すること。「採択業者」欄の見積金額は、以下のように一致させること。なお、工事・設計などを一括した見積で行う場合は、以下に従い整合性の取れる形にすること。

※ 見積金額と一致させる金額

- ・ 施工業者の場合：様式2-1の「エコキャンパス推進事業に係る総工事費」
- ・ 設計業者の場合：様式2-1の「実施設計費」

- ④補助金の効果的配分を推進する観点から、価格の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
- ⑤業者採択理由には、入札の状況、工事内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。
- ⑥工事等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する書類を添付すること。

#### 4 工事予定施設の配置図、平面図（様式自由）

- ①できるだけ、簡潔にまとめたものを提出すること。
- ②配置図、平面図は面積、用途を正確に記入したものを添付すること。
- ③補助対象となる改造工事に該当する部分についてマーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

#### 5 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第9条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書等の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ①原則として国又は地方公共団体の契約方法になら（ホームページに掲載されている「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」を参照。）、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること。入札によらない場合であっても、3社以上の業者の見積合わせにより決定すること。3社以上見積合わせができない場合は、その理由及び契約金額の適正性について採択理由書（様式3）に具体的に記入し、業者が独占的に取り扱っている場合は、「一手販売証明書」などの書類を添付すること。
- ②業者の見積書は、合計金額がわかる部分のみを提出することとし、見積書右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。
- ③見積書の写し等には、理事長が原本証明をすること。（原本証明したものをPDF化すること。）
- ④補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。

#### 6 その他参考となるもの

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

#### 7 平成25年度エコキャンパス推進事業事務担当者名簿

- ①「補助金事務担当者名」欄には、調書の内容について問い合わせを行う場合があるので、この補助金関係の事務を直接担当している方を記入すること。また、補助金事務担当者に変更になった場合には、速やかに変更後のものを提出すること。
- ②法人及び大学等の本事業を担当する出先機関等が東京23区内にある場合は、その所在地、電話番号等を「備考」欄に記入すること。